茨城県知事 橋 本 昌 様

日本共産党茨城県委員会 委 員 長 田谷 武夫 県議会議員 山中たい子 県議会議員 江尻 加那 県議会議員 上野 高志

## 指定廃棄物は国の責任で保管場所を確保し、 遮断型一時保管施設の設置について申し入れ

福島第一原発の事故で発生した指定廃棄物(8千ベクレル/kg以上の放射性廃棄物)は、 県内14市町15か所の清掃センターや下水処理施設などに汚泥や焼却灰などが計3,64 3 、保管されています。事故から5年が経過し、それぞれの保管施設も劣化し放置できない 状況になっています。

国は、茨城、宮城、栃木、群馬、千葉の5県にそれぞれ1か所の指定廃棄物の最終処分場の建設を計画しました。しかし、建設場所の合意が得られないまま、今日に至っています。合意が得られない最大の理由は、原発事故で未曽有の惨事を起こしながら、原因の究明もせず、賠償責任も果たさず、無責任に原発を推進し続けていることです。国は、原発推進に突き進むことをやめ、「各県1か所の方針」にこだわらず、住民との合意を得て、保管場所を確保し、遮断型の一時保管施設を設置すべきです。

日本共産党県議団は、市町長が「分散保管」を要望するなか、国に対して「分散保管の場合でも遮断型施設」を求めてきました。しかし、国の対応は、現在の簡易保管を一定程度補強し、8千ベクレル/kg以下になるのを待って一般廃棄物として処理するというものです。これでは、二次被害の危険もあり、住民の合意などまったく得られません。

知事は、「分散保管方針」を容認せず、あくまで国の責任で保管場所を確保し、遮断型の 一時保管施設の設置を国に求めるべきです。

日本共産党県議団は、知事に以上のことを強く申し入れるとともに、国に対しても強く求めます。